令和2年7月17日(金) 国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所

記者発表資料

災害時の応急対策に協力して頂ける企業を募集します。 - 災害時における災害応急対策業務に関する協定公募 -

相武国道事務所では、管理する国道16号・国道20号を主に、災害が発生し、または発生の恐れがある場合に迅速な状況把握、ならびに的確な災害対応を図るため、「災害応急対策業務に関する協定」を協力企業と締結し、地震・台風・大雪等の災害に備えております。

この度、現在締結している協定の更なる体制強化を図るため、新たに協力頂ける企業を以下のとおり募集いたします。

なお、本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、 企業の技術力で「地域貢献度(災害協定等の有無)」の項目に加算評価されます。

〇協定の種類 : 【追加公募】①「災害応急対策業務に関する協定」(道路関連)※

: 【新規公募】②「災害応急対策業務に関する協定」(街路樹関連)※

〇公募期間: 令和2年7月17日(金)から令和2年8月7日(金)まで

〇協定締結の通知 : 令和2年8月下旬頃予定

- ※①協定は、災害の発生または発生の恐れがある場合において、緊急点検、道路啓開、応急復旧等を実施し、被害の拡大防止と早期復旧を行う協定です。
- ※②協定は、台風等災害時に樹木の倒木または、倒木の恐れがある場合において、倒木処理・対 策等を実施し、緊急車両等の通行確保を行う協定です。

協定の詳細及び申請資料等は、下記の相武国道事務所HPをご覧下さい。

http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 東京都庁記者クラブ 神奈川県政記者クラブ 八王子記者クラブ 立川市政記者クラブ 青梅・西多摩記者クラブ 相模原記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所

TEL:042-643-2001(代表)

もりさわ まさあき

まるやま なるひこ

副所長 森澤 雅昭 (内205) 管理第二課長 丸山 徳彦 (内441)

①「災害応急対策業務に関する協定」(道路関連)

【業務内容】

- ①緊急点検(パトロール)・・・損傷箇所等被害の把握と報告 等
- ②緊急措置・・・・・・・・道路利用者の安全確保のためバリケード等の設置 等
- ③道路啓開・・・・・・・・・・・・・緊急車両の通行確保を図るため障害物除去や路上放置車両の移動等
- ④応急復旧・・・・・・・・・・・緊急輸送道路の機能を確保するための状況に応じた復旧 等
- ⑤災害対策基本法第76条の6(災害時における車両の移動等)に関する業務
- ⑥除雪作業・・・・・・・・・・車道及び歩道の除雪
- ⑦凍結防止剤散布作業・・・・車道及び歩道の凍結防止
- ⑧防災訓練・・・・・・・・災害を想定した出動訓練 等

【公募協定区間】

相武国道が管理する以下の公募①~⑥工区

工区				区間				距離
公募①工区	16号	羽村市-瑞穂町境	(52.720 kp)∼	箱根ヶ崎西交差点	(55.500 kp)	2.780 km
公募②工区	16号	箱根ヶ崎西交差点	(55.500 kp)∼	二本木交差点	(58.530 kp)	3.030 km
公募③工区	2 0 号	あずさ霊園付近	(56.500 kp)∼	千木良(神明台バス停付近)	(60.800 kp)	4.300 km
公募④工区	2 0 号	千木良(神明台バス停付近)	(60.800 kp)∼	相模湖東出口インター交差点	(63.800 kp)	3.000 km
公募⑤工区	2 0 号	相模湖東出口インター交差点	($63.800\mathrm{kp})\sim$	相模湖インター入口交差点	(67.600 kp)	3.800 km
公募⑥工区	2 0 号	相模湖インター入口交差点	(67.600 kp) \sim	山梨県境	(72.290 kp)	4.690 km

※応募及び希望状況により上記の延長又は、工区外を調整させて頂くことがあります。

【応募資格(概要)】

- ・関東地方整備局の平成31·32年度入札参加資格業者のうち「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「アスファルト舗装工事」のいずれかに認定されている者であること。
- 東京都内又は神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ・平成16年4月1日以降に、東京都内または神奈川県内で元請として、「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「アスファルト舗装工事」のいずれかの施工実績(2,500万円以上)を有すること。(官民問わず)

【協定期間】

令和2年9月1日から令和4年8月31日まで(2ヶ年)

②「災害応急対策業務に関する協定」(街路樹関連)

【業務内容】

- ①緊急措置・・・道路利用者の安全確保のためバリケード等の設置 等
- ②倒木処理・・・緊急車両の通行確保を図るため倒木除去や移動 等
- ③防災訓練・・・災害を想定した出動訓練 等

【協定区間】

・相武国道事務所が管理する国道16号・国道20号内のうち指示するもの

【応募資格(概要)】

- ・関東地方整備局の平成31・32年度入札参加資格業者のうち「造園工事」に認定されている者であること。
- ・東京都内又は神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ・平成16年4月1日以降に、東京都内または神奈川県内で元請として、「造園工事」、「緑地管理工事」、 のいずれかの施工実績を有すること。(官民問わず)

【協定期間】

令和2年9月1日から令和4年8月31日まで(2ヶ年)